

所得税の確定申告、町・県民税（住民税）の申告受付が始まります

問 総務税務課 税務係 ☎76-5131

■申告期間 2月17日(月)～ 3月16日(月)【土日・振休を除く】
■会 場 防災倉庫会議室（役場庁舎北側）

申告に必要なもの

- ①マイナンバーおよび本人確認書類
「マイナンバーカード」または「通知カード＋運転免許証などの本人確認書類」
- ②認印（スタンプ式の印は不可）
- ③申告者本人の口座番号控
所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込みますので金融機関名・支店名・口座番号などの控えをお持ちください。
（ゆうちょ銀行を希望されるかたは、通帳をお持ちください。）
また、所得税を納めるかたが新たに口座振替を希望する場合は、申告者の口座番号などのほか、金融機関届出印が必要です。
- ④所得計算の基礎となる書類
給与または年金所得者
▼源泉徴収票
事業（営業・農業）所得者
▼収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）
不動産所得者
- ⑤領収書・控除証明書
▼国民健康保険税
▼介護保険料
▼後期高齢者医療保険料
- ⑥住宅借入金等特別控除を受けるかた
▼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
▼国民年金保険料
▼生命保険料
▼地震保険料（旧長期損害保険料分も含みます。）

- ▼住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
※初めて控除を受けるかたは、本庄税務署で確定申告を行う必要があります。
- ⑦医療費控除を受けるかた
▼医療費控除の明細書（必ず事前に作成し、お持ちください。）
- ⑧セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるかた
▼セルフメディケーション税制の明細書
▼健康の維持増進や疾病予防への取組を行ったことを明らかにする書類（特定健康診査・予防接種種・がん検診などの領収書または結果通知）
※平成29年度の確定申告から、医療費控除またはセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるかたは、医療費の領収書の添付または掲示は必要なくなりました。
ただし、明細書の記載内容を確認するため、必要があるときは、確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示または提出を求められる場合があります。

申告受付会場・日時

■受付時間：午前9時～11時15分
午後1時15分～4時

■会 場：防災倉庫 会議室
（役場庁舎北側）

※受付の番号札を、午前は8時45分、午後は1時から配布します。
※受付は、原則、番号札の順番で行います。（受付順の予約は行っていません。）
※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告を受け付けます。
※例年、午前の受付開始の時間帯が混み合いますので、時間をずらしてお越しください。

2月の申告相談日と対象地区		3月の申告相談日と対象地区	
17日(月)	下児玉	2日(月)	小栗・湯本
18日(火)	北十条・南十条	3日(火)	大仏
19日(水)	沼上	4日(水)	湯栃・野中
20日(木)	関	5日(木)	猪俣
21日(金)	根木・関	6日(金)	甘粕
25日(火)	北阿那志	9日(月)	古郡
26日(水)	小茂田	10日(火)	広木
27日(木)	南阿那志・小茂田	11日(水)	駒衣
28日(金)	白石・円良田	12日(木)	木部・中里
		13日(金)	上記相談日に都合の悪いかた
		16日(月)	

次の申告は、美里町申告会場で受付できません。本庄税務署で申告をお願いします。

- ①青色申告（収支内訳書記入の相談を含む）
- ②株式などの配当に関する申告
- ③譲渡所得申告（土地や建物、株式を売ったかた）
- ④損失の申告
- ⑤先物取引に関する申告
- ⑥初めて住宅借入金等特別控除（所得税）を受けようとするかた
- ⑦雑損控除の申告
- ⑧災害減免
- ⑨亡くなられたかたの申告
- ⑩平成30年分以前の確定申告
- ⑪外国人または外国にお住まいのかたを扶養控除対象者とする申告

上場株式等の所得に係る町・県民税（住民税）の課税方式の選択について

所得税および復興特別所得税の確定申告において、総合課税または申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得について、納税通知書が発送される日までに確定申告とは別に「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書」を提出していただくことにより、所得税と町・県民税（住民税）で異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できます。

たばこは地元で買いましょう

市町村たばこ税は、購入した店舗の所在する市町村の税収となります。平成30年度の美里町のたばこ税収は約8千万円で、町の貴重な財源となっています。たばこは地元で買いましょう。
※たばこは決められた場所で吸いましょう。また、過度な喫煙にならないよう気をつけましょう。

